

長浜市告示第 186 号

長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、原油価格高騰による電気料金の値上がり等により農業者が大きな影響を受けている状況を踏まえ、中山間地域の農業者の負担軽減を図るため、農業用揚水ポンプを管理する農業水利組合その他の使用する団体に、農業用揚水ポンプに要する電気料金の増^こ嵩分に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成 18 年長浜市規則第 36 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象となる団体は、中山間地域（土地改良区の受益地を除く。）において、農業用揚水ポンプを管理する農業組合その他これに類する団体（以下「団体」という。）とする。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の交付対象とする電気料金は、令和 6 年 3 月使用分から同年 10 月使用分までとし、補助金の額は、使用電力量に燃料調整費増嵩単価を乗じた額とする。

2 補助金の算定に係る燃料調整費増嵩単価は、滋賀県原油価格・物価高騰等対策土地改良区等緊急支援事業補助金交付要綱（令和 4 年 7 月 1 日滋耕農基第 229 号）第 2 条第 2 項の規定に基づくものとする。

3 この要綱による補助金の額は、団体が当該補助金と対象を同じくする県の補助金（以下「県補助金」という。）を受ける場合は、県補助金の額を除いた額とし、1,000 円未満の金額は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 電気代高騰額の算出（様式第 3 号）（電気料金負担が分かる資料を含む。）

(3) 施設別 使用電力量（様式第 4 号）（月別の使用電力量が分かる資料を含む。）

(4) 農業用揚水ポンプの位置図、受益範囲が分かる平面図等

(5) 農業用揚水ポンプの設置状況が分かる写真

(6) 県補助金を受ける場合は、県補助金の額その他の内容が分かる書類の写し

2 前項の規定による申請は、1 団体につき 1 回とする。

(補助金の交付の決定等)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書兼実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金の額の確定の通知は、前項の規定による交付決定の通知をもってなされたものとみなす。

(補助金の交付)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。